

様式第5号（第6条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証（更新）

森住環 許可第 20 号

住 所 静岡県御前崎市宮内248番地の5

氏 名 株式会社 アドバンス中部サービス
代表取締役 高瀬 晴康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和7年9月30日

森町長 太田 康 雄



許 可 の 期 間	令和7年10月1日～令和9年9月30日（2年間）	
事業の範囲	事業の内容	収集・運搬
	一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物の内、し尿・浄化槽を除く。
業 務 の 区 域	森町地内	
許 可 の 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 森町地内を収集対象とする。2 道路・その他に廃棄物を落とさないこと。3 森町が行う収集運搬・焼却業務に支障を与えないこと。4 収集運搬状況報告書を月1回速やかに報告すること。5 森町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、森町廃棄物の処理及び清掃に関する規則を厳守すること。	